

最高裁判所裁判官国民審査

(令和6年10月27日執行)

I 国民審査に付された最高裁判所裁判官の氏名等に関する調

告示 順序	ふりがな 氏名	生年月日	最高裁判所裁判官に 任命された年月日	最高裁判所裁判官に 任命される直前の官職等
1	おじま あきら 尾島 明	昭和33年9月1日	令和4年7月5日	大阪高裁長官
2	みやがわ みつこ 宮川 美津子	昭和35年2月13日	令和5年11月6日	東京地方裁判所 民事調停委員
3	いまさき ゆきひこ 今崎 幸彦	昭和32年11月10日	令和4年6月24日	最高裁判所判事
4	ひらき まさひろ 平木 正洋	昭和36年4月3日	令和6年8月16日	大阪高裁長官
5	いしかね きみひろ 石兼 公博	昭和33年1月4日	令和6年4月17日	特命全権大使国際連合 日本政府代表部在勤
6	なかむら まこと 中村 慎	昭和36年9月12日	令和6年9月11日	東京高裁長官



II 投票結果に関する調

1 投票区別投票者数等

投票区	投票所	性別	投票者数	投票率	当日有権者数
1	厚木小学校	男	1,767	56.73%	3,115
		女	1,701	58.72%	2,897
		計	3,468	57.68%	6,012
2	アミューあつぎ	男	1,382	56.00%	2,468
		女	1,328	59.66%	2,226
		計	2,710	57.73%	4,694
3	厚木第二小学校	男	1,954	57.52%	3,397
		女	1,811	57.97%	3,124
		計	3,765	57.74%	6,521
4	依知南公民館	男	1,045	44.41%	2,353
		女	970	44.15%	2,197
		計	2,015	44.29%	4,550
5	依知小学校	男	1,473	42.24%	3,487
		女	1,266	44.17%	2,866
		計	2,739	43.11%	6,353
6	上依知小学校	男	1,129	42.75%	2,641
		女	1,068	44.48%	2,401
		計	2,197	43.57%	5,042
7	下川入第二自治会館	男	274	44.12%	621
		女	268	47.77%	561
		計	542	45.85%	1,182
8	睦合北公民館	男	557	45.47%	1,225
		女	542	44.68%	1,213
		計	1,099	45.08%	2,438
9	清水小学校	男	1,219	47.86%	2,547
		女	1,205	49.00%	2,459
		計	2,424	48.42%	5,006
10	睦合中学校	男	1,374	41.69%	3,296
		女	1,342	43.49%	3,086
		計	2,716	42.56%	6,382
11	荻野小学校	男	849	48.91%	1,736
		女	834	47.52%	1,755
		計	1,683	48.21%	3,491
12	荻野公民館上荻野分館	男	422	52.16%	809
		女	394	51.04%	772
		計	816	51.61%	1,581
13	飯山小学校	男	1,125	56.17%	2,003
		女	1,155	54.56%	2,117
		計	2,280	55.34%	4,120
14	小鮎公民館	男	1,252	45.64%	2,743
		女	1,136	49.85%	2,279
		計	2,388	47.55%	5,022
15	七沢老人憩の家	男	383	51.62%	742
		女	411	51.57%	797
		計	794	51.59%	1,539
16	愛名老人憩の家	男	852	45.81%	1,860
		女	818	48.03%	1,703
		計	1,670	46.87%	3,563
17	緑ヶ丘公民館	男	934	57.34%	1,629
		女	1,026	55.67%	1,843
		計	1,960	56.45%	3,472
18	南毛利中学校	男	1,609	57.32%	2,807
		女	1,452	54.32%	2,673
		計	3,061	55.86%	5,480
19	南毛利小学校	男	1,617	48.30%	3,348
		女	1,488	49.68%	2,995
		計	3,105	48.95%	6,343
20	愛甲児童館	男	1,307	49.23%	2,655
		女	1,150	51.39%	2,238
		計	2,457	50.21%	4,893

1 投票区別投票者数等

投票区	投票所	性別	投票者数	投票率	当日有権者数
21	相川公民館	男	686	48.07%	1,427
		女	593	49.05%	1,209
		計	1,279	48.52%	2,636
22	妻田小学校	男	1,511	52.00%	2,906
		女	1,440	51.50%	2,796
		計	2,951	51.75%	5,702
23	林中学校	男	1,527	48.94%	3,120
		女	1,464	46.10%	3,176
		計	2,991	47.51%	6,296
24	愛甲公民館	男	1,207	53.96%	2,237
		女	1,065	52.99%	2,010
		計	2,272	53.50%	4,247
25	岡田児童館	男	721	51.03%	1,413
		女	594	48.93%	1,214
		計	1,315	50.06%	2,627
26	小野児童館	男	367	60.07%	611
		女	348	62.14%	560
		計	715	61.06%	1,171
27	睦合西公民館	男	642	51.03%	1,258
		女	658	51.41%	1,280
		計	1,300	51.22%	2,538
28	鷹尾小学校	男	908	51.30%	1,770
		女	902	48.52%	1,859
		計	1,810	49.88%	3,629
29	毛利台児童館	男	959	67.73%	1,416
		女	1,039	65.55%	1,585
		計	1,998	66.58%	3,001
30	南毛利公民館	男	1,741	51.91%	3,354
		女	1,625	52.20%	3,113
		計	3,366	52.05%	6,467
31	厚木南公民館	男	1,039	50.68%	2,050
		女	916	55.35%	1,655
		計	1,955	52.77%	3,705
32	北小学校	男	1,366	42.49%	3,215
		女	1,286	46.16%	2,786
		計	2,652	44.19%	6,001
33	森の里公民館	男	1,809	68.86%	2,627
		女	1,840	65.36%	2,815
		計	3,649	67.05%	5,442
34	厚木中学校	男	1,744	50.48%	3,455
		女	1,548	48.24%	3,209
		計	3,292	49.40%	6,664
35	戸室小学校	男	1,736	50.06%	3,468
		女	1,639	50.93%	3,218
		計	3,375	50.48%	6,686
36	睦合南公民館	男	1,345	50.11%	2,684
		女	1,355	49.43%	2,741
		計	2,700	49.77%	5,425
37	相川中学校	男	989	45.96%	2,152
		女	900	44.69%	2,014
		計	1,889	45.34%	4,166
38	厚木南老人憩の家	男	1,113	57.37%	1,940
		女	1,075	56.61%	1,899
		計	2,188	56.99%	3,839
39	古松台児童館	男	689	56.20%	1,226
		女	731	58.76%	1,244
		計	1,420	57.49%	2,470

1 投票区別投票者数等

投票区	投票所	性別	投票者数	投票率	当日有権者数
40	金田自治会館	男	747	50.89%	1,468
		女	675	48.25%	1,399
		計	1,422	49.60%	2,867
41	三田小学校	男	962	46.95%	2,049
		女	893	47.88%	1,865
		計	1,855	47.39%	3,914
42	荻野中学校	男	1,589	51.21%	3,103
		女	1,581	51.40%	3,076
		計	3,170	51.30%	6,179
43	妻田児童館	男	472	51.14%	923
		女	477	55.79%	855
		計	949	53.37%	1,778
国内合計		男	48,393	50.75%	95,354
		女	46,009	51.25%	89,780
		計	94,402	50.99%	185,134
在外（国民審査）		男	18	19.78%	91
		女	13	12.38%	105
		計	31	15.82%	196
合計		男	48,411	50.72%	95,445
		女	46,022	51.20%	89,885
		計	94,433	50.95%	185,330

2 代理投票、点字投票

代理投票				点字投票		
期日前投票所	当日投票	不在者投票	計	有効	無効	計
108	42	1	151	6	0	6

3 期日前投票、不在者投票

(1) 期日前投票者数

期日前投票者数 (在外投票を除く)	32,799
----------------------	--------

(2) 不在者投票請求、交付、投票

投票用紙の請求				交付					投票			
直接		郵送	計	直接	郵送	小計	し交付を拒絶した者	合計	投票した者	か投票した者	計	
本人	代理人											
0	0	470	(30)	470	0	470	470	0	470	456	14	470

(3) 郵便投票請求、交付、投票

投票用紙の請求			交付			投票		
本人	代理	計	本人	代理	計	本人	代理	計
23	1	24	23	1	24	21	1	22

(4) 不在者投票管理者別

選挙管人所属する市	選挙管人の所属する市町村の名称	船長に對してなし	施設の長に對してなし	事務所長に對してなし	病院長、老人保健施設長に對してなし	監獄の管理者に對してなし	少年補導院の長又は少年補導院の長に對してなし	郵便等投票	計
0	73	0	358	2	1	22	456		

Ⅲ 開票結果に関する調

1 有効・無効投票

有効投票の内訳	一般有効投票		92,300
	国民審査法第22条第2項の規定の適用を受けたもの		0
	国民審査法施行令第9条第2項の規定の適用を受けたもの		0
	(1) 有効投票の計		92,300
無効投票の内訳	点字投票以外の投票	成規の用紙を用いないもの	0
		×の記号以外の事項を記載したもの	2,079
		裁判官2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの	0
	点字投票	成規の用紙を用いないもの	0
		審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの	0
		審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	0
		審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの	0
		審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの	0
	(2) 無効投票の計		2,079
	(3) 有効又は無効と決定した票 (1) + (2)		94,379
無効投票率 (2) / (3) × 100		2.20%	
(4) 持ち帰りと思われる票		54	
(5) 投票者総数		94,433	

2 国民審査に付された最高裁判所裁判官の得票数

告示順序	氏名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数
1	尾島 明	11,445	80,855	0
2	宮川 美津子	10,939	81,361	0
3	今崎 幸彦	11,794	80,506	0
4	平木 正洋	10,223	82,077	0
5	石兼 公博	10,313	81,987	0
6	中村 慎	10,081	82,219	0

3 開票開始及び終了日時

開票開始 令和6年10月27日 午後8時50分

開票終了 令和6年10月28日 午前3時00分

令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会

告示番号：4



最高裁判所判事
平木正洋
昭和三十六年四月二日生

略歴
兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立観西小学校、札幌市立清田中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和六〇年 四月 司法修習生
六二年 四月 判事補任官。以後、東京地裁、外務省北米局北米第二課、在アメリカ合衆国日本大使館東京地裁、佐賀地裁に勤務。
平成二年 五月 判事任官。以後、佐賀地裁判事、最高裁判所判事、東京地裁判事、最高裁判所判事、東京地裁判事、最高裁判所判事を務める。
二七年 三月 裁判事 部総括 を務める。
三〇年 一月 前橋地裁判事
三一年 四月 東京高裁判事 部総括
令和 三年 一〇月 東京高裁判事 部総括
五年 四月 大阪高裁判事 部総括
六年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所判事任官日が浅いため、特記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思つてきたことが二つあります。一つは、謙虚に前向き者の言ひ通りに、その職務の重さを十分に自覚し、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合つていきたいと思つています。二つですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しき事件が増加していますので、様々な視点から考えをもち、事件に取り組み、パランスのとれた判断をする必要があり、そのためには、自分自身でいろいろ勉強し、各種研究会の成果を吸収したり、自分自身の自己研鑽が不可欠であると思つています。

これまで、正して、刑事事件を担当してきました。東京地裁、裁判官として、裁判官裁判官も担当しました。担当した裁判官裁判官は、どの裁判官の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感謝しています。いずれの事件もみな大切に思ひ出となっています。裁判官裁判官では、裁判官と裁判官が、証拠に基づき一層に議論し、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行う一方で、被告人の立場から、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものも多かったのです。裁判官裁判官の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験、裁判官という法律家でない方々の物事の捉え方や経験を融合させて、より良い法律裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると思感できました。

座右の銘は「謙虚は力です。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難いところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思つていますので、この言葉を胸に精進していきたいと思つています。

告示番号：5



最高裁判所判事
石兼公博
昭和三十二年二月四日生

略歴
山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和三十六年 四月 外務省入省
平成 八年 六月 在フランス日本大使館一等書記官、後に同
一〇年 九月 総合外交政策局原子力国際科学協力部長
二年 八月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長
五年 八月 経済協力局債権資金協力課長
六年 八月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同
一〇年 九月 国際協力局政策課長
二〇年 九月 大田官房参事官
二年 七月 大田官房参事官
三年 九月 大田官房参事官
四年 一月 特命全權大使東青アジア諸国連合日本政府代表部参事官
七年 一月 国際協力局長
二七年 一〇月 アジア大洋州局長
二八年 六月 総合外交政策局長
二九年 九月 特命全權大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部参事官
令和 元年 一〇月 特命全權大使回廊兼日本国政府代表部参事官
六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和六年七月日 大田官房判決
後生保護法中いわゆる後生規則(同法条一項一号から三号まで、一〇条及び三三條)は、憲法三三條及び一四四條一項一項の適用上違法の判断を受けることとなり、本件各事件において、小法廷及び大田官房判決が民法(平成二九年法律四四号)によって改正された損害賠償請求権が民法(平成二九年法律四四号)によって改正された民法(平成二九年法律四四号)により消滅したものと主張することは、著しく正義、公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し、権利の濫用として認められない(全国一致)。

裁判官としての心構え
裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと思つています。これまで二十年以上にわたって、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙に耳を傾けながら、個別具体的な事件に攻撃に取組んでいきたいと思つています。

告示番号：6



最高裁判所判事
中村 慎
昭和三十六年九月二日生

略歴
大阪府大阪生まれ。大阪教育大学附属池田小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎を経て、京都大学法学部を卒業。
昭和六二年 四月 司法修習生
昭和六六年 四月 判事補任官。以後、東京地裁、最高裁判所判事、外務省条約局、外務省総合外交政策局国際政策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁判所判事、最高裁判所判事、最高裁判所判事、最高裁判所判事、最高裁判所判事を務める。
平成二四年 二月 東京地裁判事(部総括)
平成二五年 九月 最高裁判所判事
平成二〇年 九月 水産地裁判事
令和 元年 九月 最高裁判所判事
令和 六年 六月 東京高裁判事
令和 六年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所判事任官日が浅いため、特記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
憲法と法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法裁判の結果なすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと思つています。

これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判官を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠関係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点ごとにあっては、その争点を最も簡単に解決は何かというように、様々な角度から検討し、最終的に結論を導き出すこと、また、判決の理由、問答した主要な争点を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最高裁判所の仕事でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思つています。

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展でグローバル化の進展に起因し、判断の難しき事件が増えるように思っています。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基礎を有するものです。法の善悪に当たっては、社会状況や国民の意識の変化を踏まえて、現在における善悪の分布や諸外国の状況といった、本水面での検討だけでなく、時間の流れという、いわば善悪方向からの位置付けも明確に意識した上で、客観的に判断していくことが重要だと思つています。独善に陥ることなく、より良い判断をしていくため、一層の自己研鑽に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていきたいと思つています。